

# 答 申 書

(答申第129号)

令和7年3月13日

福井県公文書公開審査会

## 第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、第2の2のとおり、福井県議会議長（以下「実施機関」という。）が、公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）をしたことは妥当ではなく、全部公開すべきである。

## 第2 審査請求に至る経過

### 1 公開請求の内容

審査請求人は、令和5年10月5日付けで、福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により実施機関に対し、次の内容の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

福井新聞で報道された佐藤正雄前県議（以下「前県議」という。）が10月4日に、議長宛てに提出したおわびの文書

### 2 実施機関の決定

実施機関は、令和5年10月19日付け福議総第471号により、次のとおり公文書非公開決定を行った。

#### （1）公文書の名称

福井新聞で報道された前県議が10月4日に、議長宛てに提出したおわびの文書

#### （2）公開しない理由

条例第7条第1号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるまたは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため

### 3 審査請求

審査請求人は、令和5年11月29日付けで、本件処分を取り消す裁決を求めて実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 4 諮問

実施機関は、令和6年1月9日付け福議総第653号で、条例第18条第1項の規定により、福井県公文書公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について、諮問を行った。

## 第3 審査請求の内容

### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、改めて処分することを求めるものである。

### 2 審査請求の理由および主張

審査請求人が、審査請求書および意見書で述べている審査請求の理由および主張は、要約すると次のとおりである。

(1) 条例第7条第1号本文（個人情報）について

本件の文書は、議長に提出するとともに報道機関にも公開されており、秘匿すべき個人情報はないため、条例第7条第1号には該当しない。

本件は「福井新聞で報道された前県議が10月4日に、議長宛てに提出したおわびの文書」を公開請求したものであり、公開請求の時点で、特定の個人（前県議）は識別することができる。

弁明書では、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」については触れられていないので、諮問庁が具体的にどのようなおそれが生じると想定していたのか不明である。

前県議は、議長宛てに文書を提出した当日（新聞報道の前日）、自身のブログに文書全文を掲載しており、個人識別を公にしないことによる権利利益について、前県議は求めているということである。

個人識別を公にしないことによる権利利益は、前県議が放棄したことにより存在しないのであるから、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれは生じ得ない。

条例第7条第1号の趣旨は、個人のプライバシーその他の正当な権利利益を保護するものであるが、本件は、プライバシーに該当するか否かの判断を行わないままに、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるとして非公開処分にしたものであるが、条例の趣旨に沿って、県民の公文書の公開を求める権利を尊重し、速やかに本件処分を取り消し公開すべきである。

(2) 条例第7条第1号ただし書きイ（法令もしくは他の条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報）について

「報道機関に公開されていることは、条例第7条第1号イに該当しない」という諮問庁の弁明は、審査請求人の主張を短絡的に解釈した誤解に基づく弁明である。審査請求人は、報道機関に公開された事実をもって、本件文書が直ちに公開されるべきだなどとは主張していない。

#### 第4 実施機関の説明

実施機関の弁明書および当審査会が行った実施機関による口頭意見陳述で確認した本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

(1) 条例第7条第1号本文（個人情報）について

文書の内容はおわびであり、個人の人格と密接に関係する情報であるため、個人に関する情報である。

請求人が前県議と特定して公開請求しているため、特定の個人を識別することができるものであると考えている。

本件は、条例第7条第1号「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に

該当する非公開情報が記録された文書である。

(2) 条例第7条第1号ただし書きイ（法令もしくは他の条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報）について

報道機関に公開されていることは、条例第7条第1号イ「法令もしくは他の条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報」に該当しない。

新聞報道は県や県議会が記者への投げ込みやホームページなどで公的に発信した情報をもとにしたものではなく、報道機関が各自の取材による結果に基づき報道機関の方針によって報道されたものである。

ブログは個人が私的に公開しているものにすぎず、そのことをもって「慣行として公にされ、または公にされることが予定されている情報」に該当するとは言えない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人および実施機関双方の主張を審査した結果、次のように判断した。

### 1 答申に当たっての適用条例について

福井県条例の形式を左横書きに改正する条例（令和6年福井県条例第5号。以下「左横書き条例」という。）が令和6年9月1日に施行されたが、本件審査請求は左横書き条例施行前に行われたものであることから、改正前の条例に基づき審議する。

### 2 本件対象公文書について

本件公開請求は、「福井新聞で報道された佐藤正雄前県議が10月4日に、議長宛てに提出したおわびの文書」という内容であり、特定の前県議を明示した上で、前県議が議長宛てに提出した謝罪文に関する請求である。

### 3 本件処分について

本件処分は、本件対象公文書について、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるまたは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1号の規定に基づき、非公開決定を行ったものである。

これに対して、審査請求人は、本件処分を取り消し、本件対象公文書の全部公開を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

### 4 条例第7条第1号本文（個人情報）の該当性について

「個人に関する情報」とは、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、その他個人との関連性を有するすべての情報を意味する。具体的には、思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、住所、財産の状況、所得その他一切の個人に関する情報をいう。

「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の

個人を識別することができることとなるものを含む。）」とは、氏名、住所、生年月日等の記載から直接的に特定の個人を識別することができる情報のほか、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、当該情報と他の情報とを照合することにより、間接的に特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。

審査請求人が公開を求めている謝罪文について、対象文書を見分したところ、前県議の氏名、議長宛ての謝罪等が記されており、「個人に関する情報」であることが明らかであり、かつ、「特定の個人を識別することができるもの」ということができるから、条例第7条第1号本文の個人情報に該当する。

なお、プライバシーの具体的内容および範囲は、法的にも社会通念上も必ずしも明確でなく、個人の価値観により見解が分かれることが少なくない。

このため、条例第7条第1号では、個人の尊厳および基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーが最大限に保護されるよう、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものは、プライバシーに該当するか否かの判断を行わずに原則として公開しないこととしている。

#### 5 条例第7条第1号ただし書きイ（法令もしくは他の条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報）の該当性について

条例第7条第1号本文の個人情報に該当するものであっても、本号ただし書きで例外的に非公開情報から除くこととしている。

「慣行として公にされている情報」とは、慣行により、現在、何人も知りうる状態に置かれている情報をいう。

当審査会において前県議のブログを見分したところ、現在においても、審査請求人が令和5年10月4日付けで公文書公開請求した本件公文書と同一内容の文書全文が掲載されていることが確認された。

また、当ブログのアドレスは令和5年4月9日執行福井県議会議員選挙の立候補届出書に記載された前県議のウェブサイト等のアドレスと同一であり、前県議本人のブログであることが客観的に認められた。

本件公開請求時点で、前県議自らが、本人のブログにおいて文書全文を掲載していたことを踏まえると、本件公文書はすでに明らかになっていたものであり、慣行として公にされている情報であると考えることができ、条例第7条第1号ただし書きイに該当すると認められる。

#### 6 まとめ

以上のことから、対象文書は条例第7条第1号本文の個人情報に該当するが、前県議自らが本人のブログにおいて文書全文を掲載していることから、例外的に非公開情報から除かれる同号ただし書きイの「慣行として公にされている情報」とであると判断した。

したがって、実施機関が行った本件処分は妥当ではないと判断し、冒頭の結論に至った。

なお、実施機関が条例第7条第1号ただし書きイの「慣行として公にされている情報」の該当性を判断するに当たって、限られた時間内で調査するのは難しい面もあるが、公人等の場合でブログ等が本人のものであり、かつ、公文書公開請求した公文書と同一内容の文書全文が掲載されていることが確認できる場合には、留意して対応された

い。

## 第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求に係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 6年 1月 9日	・ 諮問書の受理
令和 6年 7月 17日	・ 審議（第1回）
令和 6年 9月 26日	・ 実施機関による口頭意見陳述 ・ 審議（第2回）
令和 6年 11月 28日	・ 審議（第3回）
令和 7年 1月 30日	・ 審議（第4回）
令和 7年 3月 13日	・ 答申

福井県公文書公開審査会委員名簿

[第2回まで]

(五十音順)

氏 名	備 考
内 川 毅 彦	会 長
島 寄 正 行	
高 野 ますみ	
森 口 功 一	会長職務代理者
山 崎 祐美子	

[第3回以降]

(五十音順)

氏 名	備 考
島 寄 正 行	会長職務代理者
高 野 ますみ	
田 中 裕美子	
森 口 功 一	会 長
山 崎 祐美子	